

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(閣議決定)における医政局所管事項

厚 生 労 働 省
医 生 政 局

1 閣議決定の医政局所管事項

- 今般、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」が平成25年12月20日に閣議決定されたことにより、国から地方公共団体、都道府県から指定都市へ各種の事務・権限がされることが決定。
- 今回移譲の対象とされた事務・権限として閣議決定されたもののうち、厚生労働省医政局の所管事項であるものは以下のとおり。

■ 国から地方公共団体への権限移譲

- ・医療法人(二以上の都道府県の区域にわたるもの)の監督の移譲
- ・医療関係職種の養成施設等の指定権限等の移譲
- ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等(二以上の都道府県の区域にわたるもの)の設立認可及び監督の移譲
- ・中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合等(二以上の都道府県の区域にわたるもの)の設立認可及び監督の移譲
- ・国開設病院等の開設の承認権限等の移譲

(※)平成25年12月20日閣議決定において、「国の開設する病院等の開設承認及び監督については、都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める。」とされているところであり、現在、検討を進めている。

■ 都道府県から指定都市への権限移譲

- ・病院の開設許可等の権限移譲

(※)平成25年12月20日閣議決定において、「指定都市と都道府県の間での情報の共有を図るための工夫を講じた上で移譲する。」とされているところであり、現在、検討を進めている。

2 一括法案等の提出

- 法律改正事項については一括法案等を平成26年通常国会に提出予定。
- 施行日は平成27年4月1日を予定。

医療関係職種の養成施設等の指定権限等の移譲について

- 医療関係職種等(保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、はり師、きゆう師、柔道整復師)の①養成施設の指定②養成施設に関する変更の承認及び届出③養成施設からの報告④養成施設に対する報告徴収及び指示⑤養成施設の指定の取消しに係る事務・権限は、現在、地方厚生局で行っているが、都道府県に移譲する。
- ただし、あん摩マッサージ指圧師については、視覚障害者の資格保有者が多く、その重要な就職先としての性格を有することから、議員立法により、養成施設の指定等の際、視覚障害者の職域確保の観点から、医道審議会の意見を聴いた上で指定申請等を承認しないことができることとされているが、合格者の就労場所と養成施設の場所は一致するものではなく、その判断にあたり全国の状況を見る必要があることから、あん摩マッサージ指圧師に係る①～⑤の権限は都道府県知事へ移譲せず、引き続き厚生労働大臣が行う。
- 移譲する権限については、自治事務となる予定。
- 国家試験事務を厚生労働省で行う際に、養成施設の情報が必要となるため、都道府県知事が管理することになる養成施設の情報を、厚生労働省へ報告していただくこととする予定。
- 施行日は平成27年4月1日を予定。

移譲前

移譲後

国の事務

都道府県の事務

保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、はり師、きゆう師、柔道整復師の養成施設に関する①～⑤までの事務・権限

(保健師助産師看護師法第19条第2項等)

保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、はり師、きゆう師、柔道整復師の養成施設に関する①～⑤までの事務・権限

(保健師助産師看護師法第19条第2項等)

移譲の対象

あん摩マッサージ指圧師についての、①～⑤までの事務権限、養成施設の認定をしないことができる権限

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項から第3項まで、第19条)

あん摩マッサージ指圧師についての、①～⑤までの事務権限、養成施設の認定をしないことができる権限

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項から第3項まで、第19条)

移譲の対象でない